

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

項目	環境上の条件
カドミウム	0.01mg/1 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/1 以下
六価クロム	0.05mg/1 以下
砒素	0.01mg/1 以下
総水銀	0.0005mg/1 以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/1 以下
四塩化炭素	0.002mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1 以下
チウラム	0.006mg/1 以下
シマジン	0.003mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02mg/1 以下
ベンゼン	0.01mg/1 以下
セレン	0.01mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下
ふっ素	0.8mg/1 以下
ほう素	1mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1 以下

(備考)

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、規定の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。